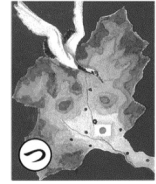




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第15号)

## 目次

<b>企業管理規程</b>	ページ
○群馬県企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程(総務課)	2

企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

群馬県企業管理者 成田正士

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(群馬県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 条例第三条の四第一項の企業管理規程で定める方法により算出した額は、新たに採用された職員が採用された日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに県職員給与と条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額)並びにこれに第五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級にに応じた額  
二 附則第十二項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与と条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに県職員給与と条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

2 条例第三条の四第一項のその在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業管理規程で定める額は、職員の在勤する地域における最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第十条第一項の規定による地域別最低賃金の額と

同額(以下この条において「基準額」という。)とする。  
3 第二種初任給調整手当の支給期間は、採用の日から特定額が基準額以上となつた日の前日までの間とする。

4 第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)第四条の規定により採用された短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

5 条例第三条の四第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものは、当該職員を新たに採用された職員とみなして同項の規定を適用するとし、たならば特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

6 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となつた日から権衡職員特定額が基準額以上となつた日の前日までとする。

7 第四項の規定は、第五項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同項中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

8 第一項から前項までに規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、群馬県職員の例による。

第五条第一項中「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)(については一人につき三千円、同項第二号)を削り、「一万五千五百円、同項第三号から第六号まで」を「一万三千円、同項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中「(以下「行九級職員等」という。)並びに行八級職員等(扶養親族たる配偶者に係る扶養手当に限る。)」を削り、同条第三項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条第四項を削る。第六条の二第一項中「及び次項」を「から第三項まで」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額」を「七万八千円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が定める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「交通機関等」を「条例第五条第一号の交通機関等」に改め、「かつ、」の下に「条例第五条第二号の」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第五条第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が管理者の定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(管理者が定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として管理者が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第八条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。  
第十五条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十二・五」に、「百分の六十二・二五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十六条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第十七条第二項中「特地勤務手当基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額)」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第三項から第五項までを削る。

第十七条の二第二項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(管理者が定める場合に限る。))には、その日現在の管理者が定める日。以下この条において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」を「給料及び扶養手当の月額合計額(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額)」に改め、「(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

別表第五の三級地の項中「甘楽郡 南牧村」を削り、同表備考中「平成二十七年四月一日」を「令和七年四月一日」に改める。  
別表第六を次のように改める。

所在地	吾妻郡中之条町大字小雨三一
公署	吾妻発電事務所湯川支所

(群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この規程による改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)」を「群馬県企業職員の給与に関する規程」に改める。  
附則第三条第四項から第六項までの規定中「新給与規程」を「群馬県企業職員の給与に関する規程」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県企業職員の給与に関する規程第十七条及び第十七条の二の改正規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。))第十七条及び第十七条の二並びに附則第四条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和五年群馬県企業管理規程第五号。以下「令和五年改正規程」という。))附則第三条第一項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、改正後の給与規程第四条の二第一項の規定を適用する。

2 令和五年改正規程附則第三条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第四条の二第四項(改正後の給与規程第四条の二第七項において準用する場合を含む。))の規定を適用する。(寒冷地手当に関する経過措置)

第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員を除く。))及び管理者が定める職員を除く。次号において同じ。))であるものをいう。

イ 第一条の規定による改正前の群馬県企業職員の給与に関する規程別表第五に掲げる地域に在勤する職員

ロ 令和八年四月一日(以下この条において「切替日」という。))の前日において改正後の給与規程別表第六に掲げる公署に在勤する職員

二 新寒冷地等在勤職員 群馬県企業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。))第十四条第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員をい

三 特定旧寒冷地等在勤職員 旧寒冷地等在勤職員であつて、新寒冷地等在勤職員でないものをいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤職員 基準日（給与規程第十四条第一項に規定する基準日）をいい、その属する月が令和八年十一月から令和十年三月までのものに限る。以下この条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤職員であつた者をいう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤職員につき、改正後の給与規程別表第五に規定する三級地をその地域の区分（給与規程第十四条第二項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

2 継続特定旧寒冷地等在勤職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、給与規程第十四条及び第十四条の二の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和八年十一月から令和九年三月まで	三、三〇〇円
令和九年十一月から令和十年三月まで	六、六〇〇円

3 給与規程第十四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「別表第五に掲げる地域又は別表第六に掲げる公署に在勤し」とあるのは「継続特定旧寒冷地等在勤職員であつて」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」と及び同条第六項中「第二項及び第三項」とあるのは「群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和八年企業管理規程第七号）附則第三条第二項」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤職員であつた者であつて、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤職員又は特定旧寒冷地等在勤職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、給与規程第十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（特勤勤務手当の暫定再任用職員に関する経過措置）

第四条 令和五年改正規程附則第三条第一項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第十七条第二項及び第十七条の

二第二項の規定を適用する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---